

# 歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官

梅原 康嗣 うめはら・やすし

## 1 はじめに

平成13年(2001)4月、国の行政改革の一環として独立行政法人国立公文書館となり、今日に至るが、公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)の制定前においては、当館が移管を受けることができる歴史資料として重要な公文書等は、内閣総理大臣が国の機関との合意により、国立公文書館において保存する必要があるものとされ、国の機関からの移管に限定されていた(国立公文書館法(改正前)11条、15条<sup>1)</sup>。

公文書管理法により、独立行政法人等からの移管(別稿参照)と併せて、法人その他の団体又は個人から、歴史公文書等の寄贈・寄託を受け入れることが法制上明確となった(公文書管理法第2条第7項第4号<sup>2)</sup>。

国立公文書館では、法人その他の団体又は個人からの歴史公文書等の寄贈・寄託の受入を適切に実施するため、受入基準や手続き等を「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」(以下「本要綱」という。)において定めた(平成23年4月1日館長決定)<sup>3)</sup>。

## 2 検討の経緯

本要綱の決定に係る検討の経緯は以下のとおりである。

まず、国立公文書館として公文書管理法の下でいかなる文書を受け入れることとすべきかの検討を行った。これについては並行して進めていた「歴史公文書等」についての基本的な考え方に準拠することとした。内閣官房公文書管理検討室における「行政文書の管理に関するガイドライン」別表第2(保存期間満了時の措置の設定基準)の作成

に当たっては、館内で議論を重ねた調査研究の成果を元に素案を提供したが、この時の考え方を個人・法人からの寄贈・寄託文書の場合に当てはめて整理していった。

続いて、国の資料保存利用機関や、地方自治体の公文書館における規程を参考に寄贈・寄託に係る手続を検討していった。当館は、現行の独立行政法人以前の「国の機関(総理府の附属機関)」であった時期に寄贈・寄託を受入れていたが、著作権法上の扱いなど近年の動向を踏まえて、新たに手続を定めることとした。

## 3 要綱の概要

本要綱の中核は、第2条の受入基準であり、以下の3項目からなっている。

- 1) 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- 2) 館が現に保存する特定歴史公文書等に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- 3) 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの

これらは、前述した行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)別表第2の、1基本的考え方に示された「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当する4類型を踏まえ、独立行政法人国立公文書館として個人及び法人から受け入れが適当と考えられる類型を整理したものである。受入基準の具体的な内容を詳述すると、以下のとおりである。

- 1) まず、国の重要な意思決定にかかわった個人

に関する文書があげられる。「国務大臣等」として、内閣総理大臣をはじめとする三権の長、各省大臣等を想定しているが、「国務大臣等」が所蔵する個人文書に限らず、その側近（秘書官等）や家族が記録していた資料も対象とすることが考えられる。一体となって存在しているその個人の記録群を引き裂くことにならないよう、資料保存の観点からも受入対象を在職期間に限定するようなことはしない。ここでの「歴史公文書等」としては、具体的には、日記・手記（回想録やオーラルヒストリー等）、政策の検討案等の書類や書簡等が想定される。

- 2) 次に、現在当館が所蔵している約124万冊の文書のうちには含まれていないが、元々は公文書として作成・取得された、あるいは現存する資料群の欠落を補うことができると考えられる資料を想定している。個人や法人が保有している文書の中に公文書に類する資料等があれば、この類型に該当すると考えている。
- 3) 最後に、過去に国の機関等であった組織について重要な情報が記録された文書であって、統合廃止又は民営化等によって、その文書が継承されることがなく、散逸する恐れが極めて高いもの（原則、国の機関であった時代を対象とする）

などが想定される。原則は後継の組織に引き継がれることとなるが、その後散逸の恐れなしとは言えない。そのための受け皿を用意しておく必要はあるのではないかと考えている。

#### 4 おわりに

以上の受入基準に基づき、第3条以下の手続きに則って、今後受入れを行うこととなるが、現在当館は体制整備の途上であり、必ずしも申出のすべてを受入れる余力があるわけではない。また、すでに実績のある資料保存利用機関が多数存在している。このような中で、より適切な資料保存機関をご紹介していくことも当館の重要な役割と認識しており、先行する関係機関との連携についても一層配慮していくとともに、それらの館のノウハウから学んでいきたいと考えているところである。

なお、国立公文書館が、現行の独立行政法人以前の時期に受入れたもので、公文書管理法の施行の際現に保有する寄贈・寄託文書については、公文書管理法附則第2条に定める経過措置により、特定歴史公文書等とみなす旨規定されている。これらの文書についてもデジタルアーカイブに目録を掲載し、利便性を高めるよう作業を継続している。

<sup>1</sup> 第11条 国立公文書館は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

第15条

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

4 内閣総理大臣は、第2項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

<sup>2</sup> 第2条

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

<sup>3</sup> 国立公文書館ホームページ 情報公開>2. 利用等規則等>独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱 [http://www.archives.go.jp/information/pdf/kizoubunsho\\_2011\\_00.pdf](http://www.archives.go.jp/information/pdf/kizoubunsho_2011_00.pdf)（参照 2011.5.16）

<sup>4</sup> 附則

第2条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。